

意見検討結果一覧表（パブリックコメント）

（案名： 第5次カモシカ管理計画 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>《本文全体》に対する意見</p> <p>この本文の文章ではカモシカが《保護すべき》なのかそれとも《駆除すべき》なのか読者には明確に伝わってこない。この不明確な印象が本文最後の 23 ページまで付きまとい、理解をかなり困難にしている。まして、《シカとの違い》を読む者に明確に理解させることはこの本文ではできていない、と言わざるを得ない。現在の「読解力低下」が叫ばれる時代では、本文の 1 行目に《カモシカは現時点では害獣である》と明確に定義し、さらにシカとの違いを明確に説明する努力が致命的に求められる。「わかるはずだ」という前提で本文をつくらないでほしい。「本文に書いてある。読んでわからないのか」と問われれば「分からない」と現時点では答えざるを得ない。</p>	<p>本文 1 ページに記載しているとおり、カモシカは国指定の天然記念物であり、保護すべきである一方、人に対する影響が著しく、有識者の意見を伺ったうえでやむを得ないと判断された場合に限り、本文 17 ページ以降に記載のとおり、所定の手続きを経て捕獲を行うこととしているもので、保護すべきか捕獲すべきかは、状況に応じて判断されるものです。</p> <p>なお、シカとの違いについては、主な被害防除対策がカモシカと同様であることから、一体的な防除対策は可能と考えられます。</p> <p>また、本計画を適切に推進するため、普及啓発に努めることとしておりますので、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
2	<p>6 ページ 図 3 カモシカ保護地域について</p> <p>地図上で塗られていない盛岡市内に限定しても、高松、上田、緑が丘といった住宅地や通学路にも既にカモシカが目撃、撮影されており、またカモシカの性質、人間と遭遇しても逃げることなく時に突進を行うことを考えると、こうした地域でも対策を講じる必要があると考える。</p>	<p>6 ページの図 3 カモシカ保護地域は、カモシカを将来的には地域を定めた天然記念物として保護するために設定された地域であり、保護地域以外では必要な場合はカモシカの捕獲が認められております。</p> <p>なお、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応については、第 13 次鳥獣管理事業計画において麻酔銃猟や民間団体等の活用を検討することとしております。</p>	C（趣旨同一）

3	<p>シカとの衝突事案が相次ぐ山田線沿線においても、カモシカが線路上を移動している姿や、沿線沿い民有林の再生林の食害もあるため、ここは JR とも共同で監視やシカ害の対処を講じる必要を提言したい。</p>	<p>カモシカに対する被害防除対策は、市町村において補助事業を活用し、忌避剤の塗布及び防護柵の設置を中心に行われているところです。</p> <p>引き続き、市町村や関係機関とともに被害防除の取組を進めることとしており、御意見については今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
---	--	--	--------

意見検討結果一覧表（環境審議会自然・鳥獣部会委員）

（案名： 第5次カモシカ管理計画 ）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	鈴木委員	2	-	図1 右欄 設定が終了した地域の一覧のうち、 ①下北半島地域 と ③北上山地地域 と ⑩白山地域 の文字が細く、字詰めもおかしいので、修正が可能ならば修正した方が良いと思います。（昔から使われている図をそのまま貼り付けしているのだらうと思いますが。）	修正しました。	A（全部反映）
2	渋谷委員	16	4	人間生活地域の位置づけ中「移動が必要」の移動とは？主語が不明。また、移動の意味が不明。	人間の生活区域であり、当該地域を縄張り にしているカモシカがいる場合、これを追い 払い等により移動させるという趣旨です。 「追い払い等の措置」に修正しました。	A（全部反映）
3	渋谷委員	-	-	タグに関する記述	21 ページに加筆しました。 なお、カモシカの日印票の手続きは「岩手 県ニホンカモシカ捕獲事務処理要領」に基づ き行うものです。	A（全部反映）
4	菅野委員	19		エ 捕獲実施に係る許可申請 この中には、「現状変更許可の権限移譲」について触れられて いませんが、今年8月24日付けの文化庁からの通知もある ことから、触れておいた方が宜しいではありませんか。 捕獲許可はこれまで通り県の許可が必要なのは言うまでも ありません。 ※岩手県猟友会も同様の意見を提出	19 ページに加筆しました。	A（全部反映）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。

第5次カモシカ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息密度 0.56頭/km² (R2)

◇被害状況

- 1 林業被害（造林木の芽の食害）
85万円 (R2)
- 2 農業被害（果樹、野菜、水稻等）
904万円 (R2)

◇課題

- 1 現行計画に基づき被害防除等を実施しているが、依然として農林業被害が発生
- 2 生息密度が減少傾向にあり、今後個体数の著しい減少が確認された場合は、保護に向けた検討が必要

〈基本目標〉

- 1 遺伝的多様性を含むカモシカの地域個体群の安定的な維持
- 2 農林業に対する食害の軽減

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
 - (1) 保護地域（国が指定）
 - ア 北上山地カモシカ保護地域
 - イ 北奥羽山系カモシカ保護地域
 - ウ 南奥羽山系カモシカ保護地域
 - (2) 管理地域
保護地域以外の地域
- 2 被害防除対策
 - (1) 物理的防除（防護柵、食害防止チューブ等）
 - (2) 科学的防除（忌避剤）
- 3 生息環境管理
 - (1) 森林環境の保全
 - (2) 県民税事業や関係機関等の施策との連携
- 4 捕獲の実施
種指定の特別天然記念物であり、当該管理計画の策定及び市町村における管理実施計画の策定等が捕獲許可の要件となっている。
 - (1) 管理実施計画の作成
 - (2) 捕獲実施に係る許可申請
 - (3) 捕獲の実施

5 モニタリング

- (1) 生息密度調査
- (2) 被害状況調査

◇管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、カモシカ管理検討委員会等の役割
- 2 普及啓発
 - (1) 管理計画の内容
 - (2) カモシカの生態
 - (3) 地域住民に対する捕獲実施の周知
- 3 錯誤捕獲の防止等
ニホンジカやイノシシを捕獲する場合のわな
の形状や餌付け方法、設置場所等の工夫

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 生息密度調査結果の更新
- 2 個体数が大きく減少した際の保護の取組に関する記載の追加
- 3 錯誤捕獲の対応の追加

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

第5次カモシカ管理計画
(最終案)

令和4年1月

岩 手 県

1

2

目 次

3	1 計画策定の目的及び背景	1
4	(1) 計画策定の目的	1
5	(2) 計画策定の背景	1
6	2 管理すべき鳥獣の種類	3
7	3 計画の期間等	3
8	(1) 計画の期間	3
9	(2) 計画の見直し	3
10	4 対象地域	3
11	(1) 対象地域	3
12	(2) 地域個体群の区分	3
13	5 カモシカに関する現状	4
14	(1) 生息環境	4
15	(2) 生息状況	6
16	(3) 被害状況	9
17	(4) 被害防除状況	12
18	6 管理の目標	14
19	(1) 基本目標	14
20	(2) 地域個体群ごとの管理の目標	14
21	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	14
22	7 管理の実施	16
23	(1) 管理のための地域区分	16
24	(2) 被害防除対策	16
25	(3) 生息環境管理	17
26	(4) 捕獲の実施	17
27	(5) モニタリング調査	20
28	(6) 管理の推進等に係る今後の課題	21
29	8 その他管理のために必要な事項	22
30	(1) 各機関の果たす役割	22
31	(2) 普及啓発	23
32	(3) 錯誤捕獲の防止等	23

33

1 1 計画策定の目的及び背景

2 (1) 計画策定の目的

3 この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するカモシカを鳥獣の保護及び管理並び
4 に狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2
5 の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、
6 各地域個体群の安定的な維持及び農林業被害の軽減を図り、もって人とカモシカとの適
7 切な関係の構築に資すること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基
8 本計画並びに第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に
9 引き継ぐことを目的とする。

10

11 (2) 計画策定の背景

12 ア 背景

13 カモシカは本州、四国、九州に生息する偶蹄目ウシ科ヤギ亜科の動物で、日本の固
14 有種として学術上貴重な種である。

15 旧来から狩猟の対象となっていたが、個体数の減少が懸念されるようになり、大正
16 14 年の「狩猟法」の改正に伴い狩猟獣から除外され、さらに日本固有種としての学術
17 的価値から、昭和 9 年には「史蹟名勝天然記念物保存法」により天然記念物に種指定
18 され、その後制定された「文化財保護法」により昭和 30 年には特別天然記念物に指定
19 された。

20 しかし、これらの保護施策と密猟の取締り強化等により狩猟圧から解放されたこ
21 とや、戦後の拡大造林の進展による良好な餌場の一時的形成等により、全国的に地域
22 個体群の回復が進んだ。その結果、幼齢造林木や農作物への食害の問題が顕在化し、
23 農林業の衰退と相まって深刻な社会問題となり現在に至っている。

24 このため、昭和 54 年には環境庁、文化庁、林野庁によるいわゆる三庁合意が交わさ
25 れ、カモシカの保護と被害防止の両立を図るための方針が示された。

【三庁合意の主な内容】

① 地域指定の天然記念物への移行

地域を限定した天然記念物に指定し保護する方向で対処することとし、これに至る措
置として保護地域を設ける。

② 被害防除目的の捕獲の許可

保護地域以外では被害防除を進めるとともに、必要な場合は捕獲を認める。

26 この三庁合意によって、カモシカについては将来的には地域を定めた天然記念物と
27 して保護する方向で対処することとなり、文化庁は順次保護地域を設定している。こ
28 の保護地域は全国で 15 箇所が設定されることとされており、本州における 13 箇所は
29 既に設定されているが、四国及び九州地域の設定がいまだ完了していないため、天然
30 記念物の種指定から地域指定への転換はなされていない。（図 1）

1 イ 計画策定の趣旨

2 このような状況の中、平成 11 年 6 月に鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在の鳥獣の
3 保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）が改正され、「保護管理」（Wildlife
4 Management）という概念による特定鳥獣保護管理計画の制度が創設されたことから、
5 本県においても捕獲を含む総合的な対策を推進するため、平成 16 年度に「カモシカ保
6 護管理計画」を策定した。

7 なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に併せ、平成 27 年 5 月に第
8 二種特定鳥獣管理計画に位置付け、「カモシカ管理計画」とし、この計画に基づき、地
9 域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図ることを目的として、防除対策の強
10 化や生息環境管理に取り組むとともに、それにもかかわらず被害が軽減しない場合に
11 限り、一定の条件下で管理捕獲を認めることとして対策を行っている。

12 しかしながら、依然としてカモシカによる農林業被害は発生しており、引き続き被
13 害軽減のための対策を講じていく必要がある。そこで、カモシカの適切な管理を図る
14 ため、「第 5 次カモシカ管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定する。

16 2 管理すべき鳥獣の種類

17 本県に生息する野生のカモシカ（*Capricornis crispus*）とする。

19 3 計画の期間等

20 (1) 計画の期間

21 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

23 (2) 計画の見直し

24 計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必
25 要に応じて計画の見直しを行うこととする。

27 4 対象地域

28 (1) 対象地域

29 県全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

31 (2) 地域個体群の区分

32 環境省の提案する地域個体群の区分によれば、本県のカモシカ地域個体群は、「十和田」、
33 「阿仁・八幡平」、「真昼山脈」、「栗駒」、「北上」の 5 つに区分されている。この区分は、
34 山塊を基礎として分布の連続性と分布が縮小していた時期の分断状況をもとに区分した
35 ものとされているが、必ずしも生物学的に明確な根拠があるわけではない。

36 他方、県内におけるカモシカの生息は、現在では県内のほぼ全域にわたって分布が確
37 認されており、このように 5 つの地域個体群に細分化して捉えることは、必ずしも合理

1 的ではないとも考えられる。

2 このため、管理計画では、便宜的に、カモシカにとって大きな移動障害になっている
3 と考えられる馬淵川（平糠川）及び北上川をもって地域個体群の境界とし、以東を「北
4 上山地地域個体群」、以西を「奥羽山脈地域個体群」と区分する。

5 なお、この地域個体群の区分は、あくまで暫定的なものであり、遺伝的な特徴等の今
6 後の科学的な知見の積み重ねにより、必要に応じて見直すこととする。



8 図2 地域個体群の区分

9
10 5 カモシカに関する現状

11 (1) 生息環境

12 ア 森林の状況

13 本県の総土地面積 1,527,502ha のうち、その 76.7%に当たる 1,171,284ha が森林
14 であり、北海道に次いで広い森林面積を有している。このうち 41.2%をスギやアカ
15 マツ等の人工林が占めている。(平成 31 年 3 月末現在、表 1)

16 この背景としては、昭和 44 年度の 14,469ha をピークとして進められた拡大造林
17 の推進があり、天然林の多くがスギ等の針葉樹林へ転換されてきたことが挙げられ
18 る。このような人工林への転換に伴い、カモシカの生息適地である落葉広葉樹林地

1 が減少したが、一方では、造林のための伐採跡地には早期に草本類や低木が生育す
 2 るため、カモシカの格好の採餌場所ともなっている。

3 なお、造林面積はピーク時に比べ減少しており、平成 30 年度の民有林における造
 4 林面積は 860ha にとどまっている。

5 **表 1 森林の現況 (H31. 3 月末現在)**

総土地面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林率 (%)	林種別			
			天然林 (ha)	人工林 (ha)	その他 (ha)	人工林率 (%)
1,527,502	1,171,284	76.7	616,923	482,391	71,970	41.2

6 **イ カモシカ保護地域**

7 本県における三庁合意に基づくカモシカ保護地域は、昭和 57 年 7 月に北上山地カ
 8 モシカ保護地域が、昭和 59 年 2 月に北奥羽山系カモシカ保護地域が、昭和 59 年 11
 9 月に南奥羽山系カモシカ保護地域がそれぞれ設定されている。(表 2、図 3)

10 **表 2 カモシカ保護地域設定状況**

保護地域	関係県	設 定 年月日	面積 (km ²)	う ち 岩手県分 (km ²)	関 係 市町村	面積 (km ²)	備 考
北上山地	岩手県	昭和 57 年 7 月	411.68	411.68	盛岡市	166.06	国有林+民有林 国有林+民有林 国有林+民有林 国有林 国有林
					岩泉町	79.26	
					宮古市	115.84	
					花巻市	18.72	
					遠野市	31.80	
北奥羽山系	青森県 岩手県 秋田県	昭和 59 年 2 月	1,043.11	213.87	八幡平市	125.13	国有林 国有林 国有林
					滝沢市	5.97	
					雫石町	82.77	
南奥羽山系	岩手県 宮城県 秋田県 山形県	昭和 59 年 11 月	580.20	12.29	一関市	12.29	国有林

11

12

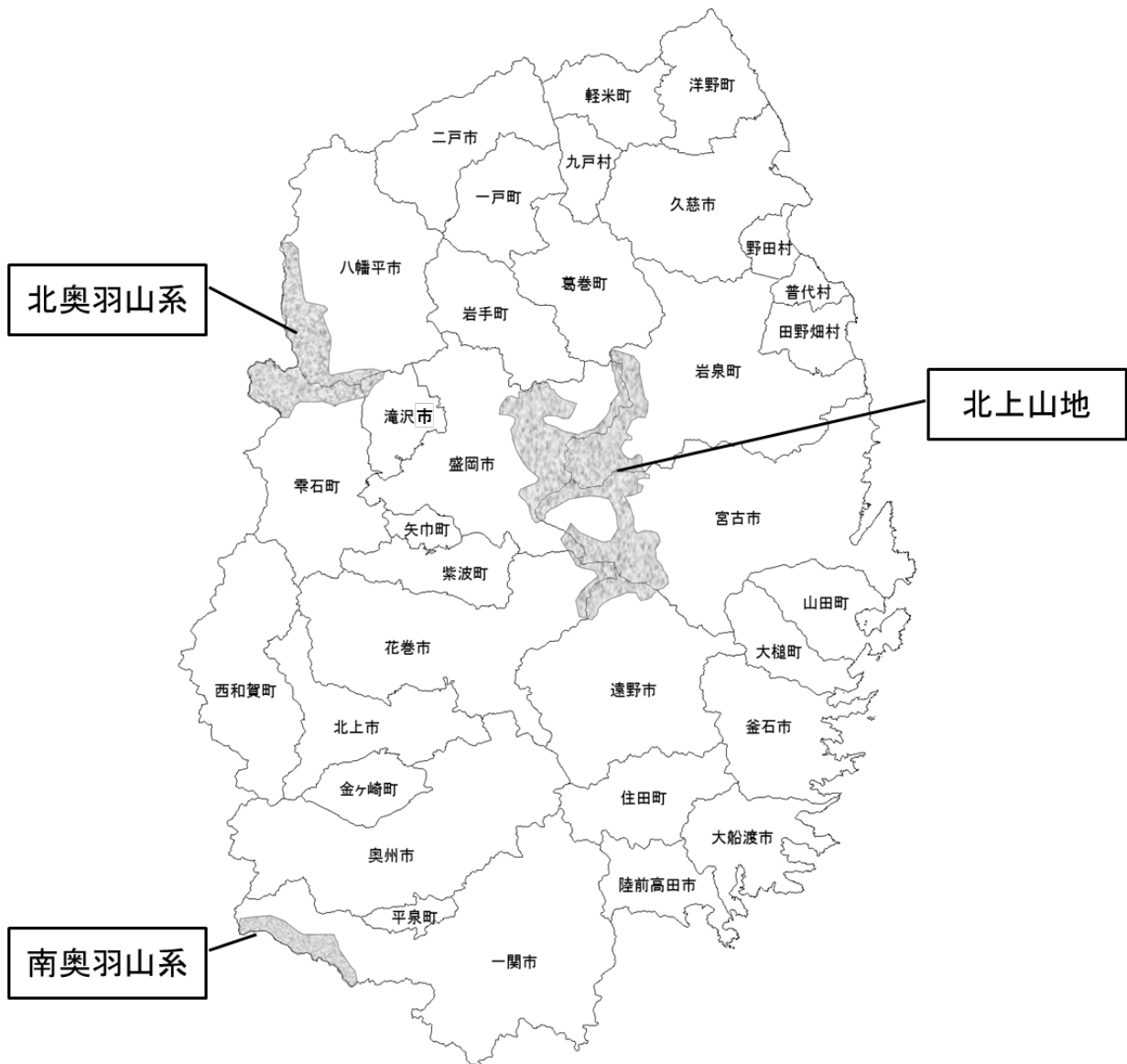


図3 カモシカ保護地域

(2) 生息状況

ア 生息分布

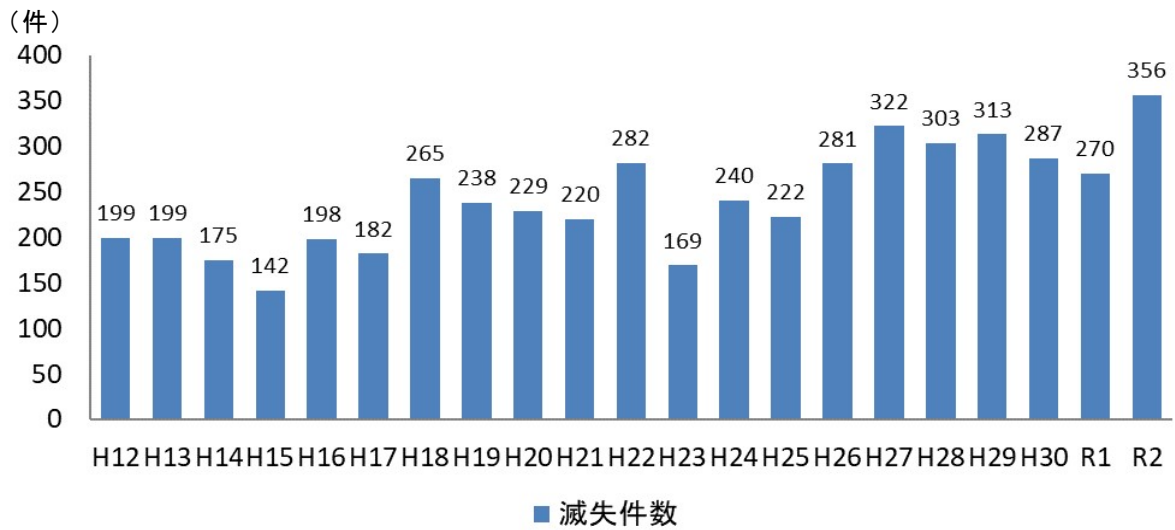
平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査によるカモシカの生息分布は、表 3 のとおりである。この調査結果では、県内のほぼ全域にわたりカモシカの生息が確認されている。

なお、令和 2 年度のカモシカ減失件数（死亡個体が発見された件数）は 356 件と過去最多となっており（図 4）、カモシカ発見地域は県内全域に及んでいる。

1 表3 分布メッシュ数及び分布割合（中大型哺乳類分布調査）

総メッシュ数	分布メッシュ数、分布割合		増減数、増減率
	(2003年)	(2018年)	
704	659 (93.6%)	641 (91.1%)	-18 (97.3%)

2
3



4
5 図4 カモシカ減失件数(死亡個体が発見された件数)

6
7 イ 生息密度

8 カモシカの生息密度は、平成15年度は2.76頭/km²、平成24年度は0.95頭/km²、
9 令和2年度は0.56頭/km²となっており、減少傾向を示している(表4、表5、表6)。

10 なお、調査対象とした地域は、カモシカの被害状況や目撃情報等を考慮し、主に
11 五葉山周辺の市町村を中心としており、全26調査地点のうち23地点は、平成15年
12 度及び平成24年度並びに令和2年度の調査で同じ地点を実施している。このことか
13 ら、必ずしも県全域における生息密度を表しているものではない。

1 表4 平成15年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
盛岡市	2	2.304	3	1.30
大船渡市	4	1.316	2	1.52
遠野市	4	2.015	11	5.46
陸前高田市	4	1.582	7	4.42
釜石市	4	2.329	4	1.72
住田町	4	2.408	5	2.08
大槌町	4	1.827	6	3.28
全体	26	13.781	38	2.76

2
3 表5 平成24年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
大船渡市	4	1.316	0	0
遠野市	4	2.015	4	1.99
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
釜石市	4	2.329	3	1.29
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	0	0
住田町	4	2.213	0	0
大槌町	4	1.827	3	1.64
全体	26	12.695	12	0.95

4
5 表6 令和2年度生息密度調査結果【追い出し調査・痕跡調査】

市町村	調査箇所数	面積 (km ²)	発見頭数	平均密度 (頭/km ²)
大船渡市	4	1.447	0	0
遠野市	4	2.015	2	0.99
陸前高田市	4	1.582	1	0.63
釜石市	4	1.964	1	0.51
葛巻町	1	0.436	1	2.29
岩手町	1	0.977	2	2.05
住田町	4	2.213	0	0
大槌町	4	1.827	0	0
全体	26	12.461	7	0.56

1 なお、調査方法等が異なるため一律に比較できないが、カモシカ保護地域特別調査
2 の結果は、表7のとおりとなっている。

3
4 **表7 カモシカ保護地域における生息密度【区画法】**

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km ² ）		
北上山地	盛岡市、花巻市、 遠野市、宮古市、 岩泉町	0.43 (H10-11年度)	0.61 (H18-19年度)	0.25 (H26-27年度)
北奥羽山系	八幡平市、滝沢 市、雫石町	1.33 (H6-7年度)	0.87 (H14-15年度)	0.27 (H22-23年度)
南奥羽山系	一関市	1.38 (H8-9年度)	0.37 (H16-17年度)	0.46 (H24-25年度)

5 (岩手県教育委員会調べ)

6 ※区画法：調査区域をいくつかの分担区画に区分し、各分担区画に調査員を配置し、
7 一定時間内にそれぞれの分担区画内を一斉に踏査する調査方法。

8
9 また、ニホンジカ（以下「シカ」という。）とカモシカは餌資源や生息環境が競合関
10 係にあると考えられており、シカの生息数拡大によるカモシカ生息環境への影響が懸
11 念されている。北上山地カモシカ保護地域におけるシカとカモシカの生息密度調査結
12 果によると、カモシカの生息密度は平成18年調査から減少しているのに対し、シカの
13 生息密度は増加を示している（表8）。

14
15 **表8 カモシカ保護地域におけるシカ及びカモシカの生息密度【区画法】**

保護地域	関係市町村	平均密度（頭/km ² ）		
			H18-19年度	H26-27年度
北上山地	盛岡市、花巻市、遠野 市、宮古市、岩泉町	カモシカ	0.61	0.25
		シカ	0.24	2.42

16 (岩手県教育委員会調べ)

17
18 **(3) 被害状況**

19 **ア 林業被害**

20 カモシカによる林業被害は、造林木の芽や葉を食べるという食害であり、主にス
21 ギ、アカマツ、カラマツ等で発生している。

22 県内における林業被害については昭和49年度以降の記録が残っており、実損面積
23 で見ると、昭和54年度の694.73haをピークに、その後は減少傾向にある（図5）。

1 これは、新植造林面積の縮小に伴い食害を受けやすい幼齢林（Ⅰ・Ⅱ齢級林、10年
2 生以下の幼木）が減少していることも原因の一つと考えられる。

3 なお、令和2年度における実損面積は、0.77haとなっている。

4 また、過去3年間ごとの林業被害発生市町村の推移は、図6のとおりである。

5

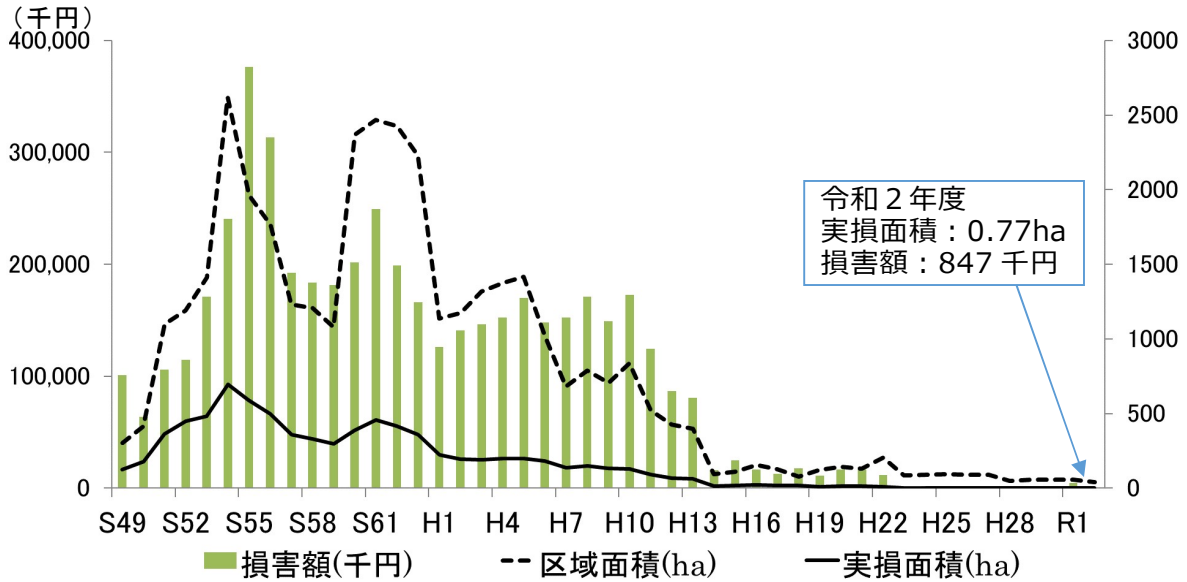


図5 林業被害状況（岩手県森林整備課調べ）

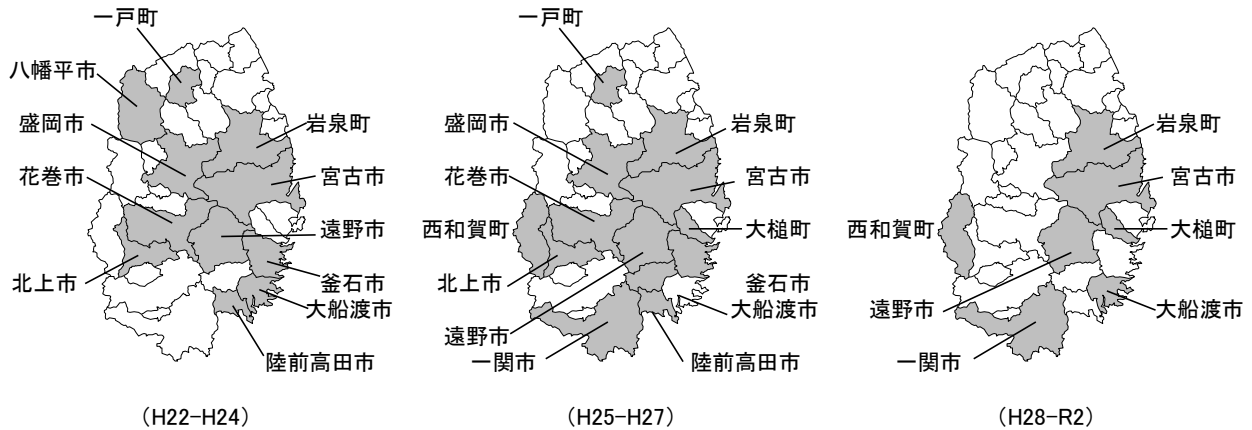


図6 林業被害発生市町村（岩手県森林整備課調べ）

イ 農業被害

カモシカによる農業被害は、水稻、豆類、野菜、果樹及び飼料作物等の食害である。県内における農業被害については、平成9年度以降の記録が残っており、平成

14年以降は増減を繰り返している（図7）。

なお、令和2年度における被害面積は、23.4haとなっており、依然として被害は継続している。

過去3年間ごとの農業被害発生市町村の推移は、図8のとおりである。

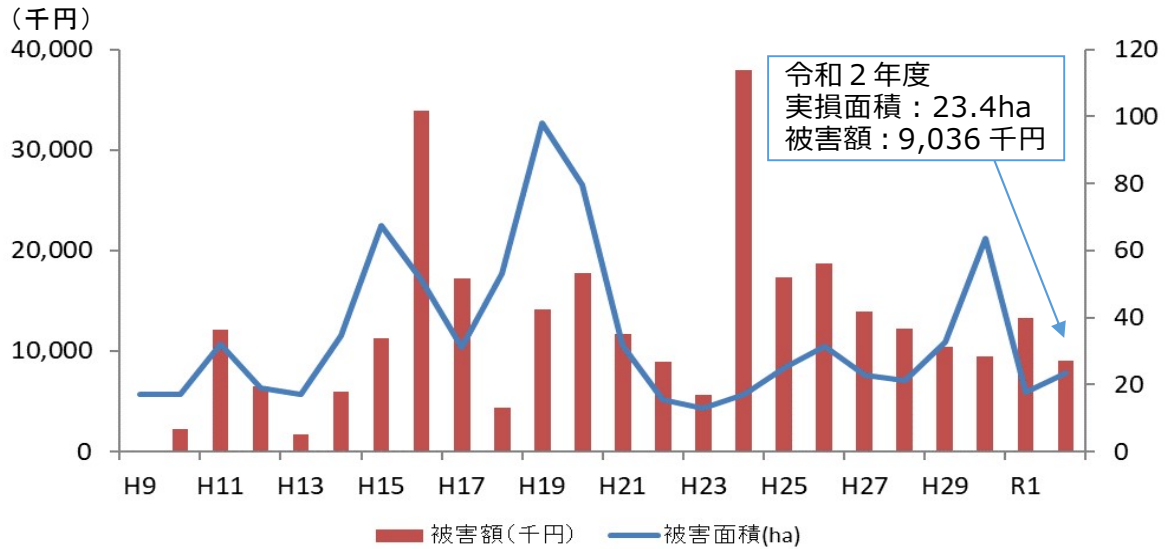


図7 農業被害状況（岩手県農業振興課調べ）

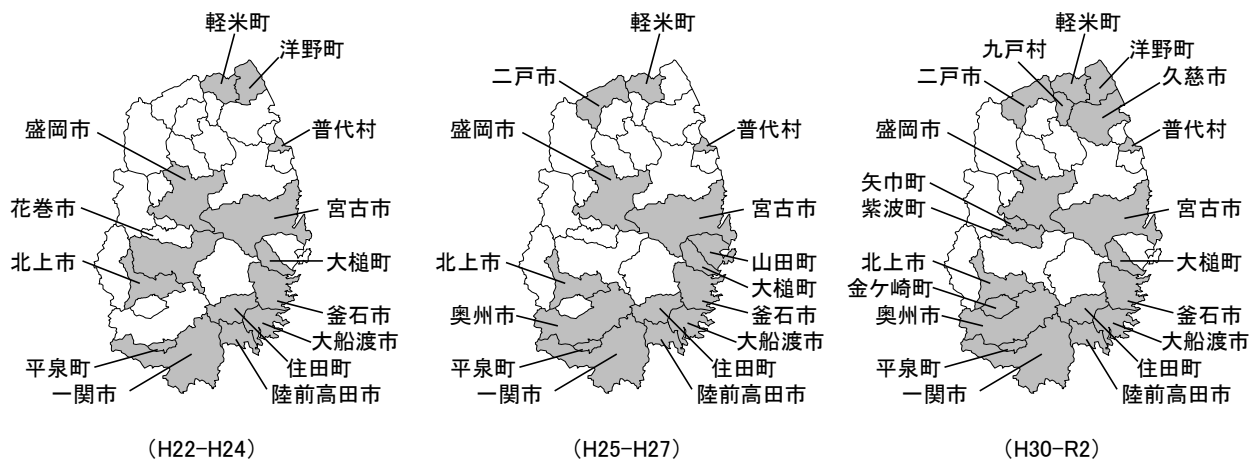


図8 農業被害発生市町村（岩手県農業振興課調べ）

ウ その他

カモシカによる農林業以外の被害等については、飼い犬に対する被害事例（平成21年度）1件、自宅敷地内に入り込んだカモシカによる人身被害（平成27年）1件となっている。今後も関係機関等を通じて情報を把握していく。

1
2 (4) 被害防除状況

3 ア 被害防除の状況

4 県内で実施されている被害防除対策は、忌避剤の塗布及び防護柵の設置を中心に
5 行われている。

6 これらの被害防除対策については、カモシカ保護地域を含む市町村を対象とした
7 文化庁の国庫補助事業と、その他の市町村を対象とした県教育委員会の補助事業が
8 あり、令和2年度は、忌避剤については3市町村で計36.34haの規模で実施されて
9 いるが、防護柵の設置については、平成25年度（大船渡市）以降は実施されてい
10 ない。この他、忌避剤については補助事業によらない自力での取組も行われている。

11 補助事業による過去5年間の取組状況は、表9のとおりである。

12
13 表9 被害防除状況

14 1 忌避剤塗布又は散布

年度	事業量 (ha)	事業費 (千円)	実施市町村
平成28年度	55.97	3,371	(保護地域内) 盛岡市 (保護地域外) 住田町、大槌町
平成29年度	55.21	3,652	同上
平成30年度	45.11	5,186	同上
令和元年度	42.57	5,168	同上
令和2年度	36.34	4,159	同上

15
16 2 防護柵設置

年度	事業量 (m)	事業費 (千円)	実施市町村
平成25年度～ 令和2年度	—	—	実施なし

17 (県教育委員会調べ)

18
19 イ 捕獲の状況

20 本県では、第1次カモシカ保護管理計画を平成16年12月に策定し、平成17年度

以降、被害防除対策を講じても被害が軽減しない場合に限って捕獲を行っている。
 これまでの16年間（平成17年度～令和2年度）で、合計27頭が捕獲されている
 が、平成25年度以降の捕獲実績はない(表10)。

なお、捕獲個体の調査結果は表11のとおりである。

表10 捕獲状況

年 度	実施市町村	申請頭数	承認頭数	捕獲頭数
平成17年度	陸前高田市・住田町	20頭	8頭	8頭
平成18年度	住田町	6頭	3頭	3頭
平成19年度	陸前高田市	8頭	6頭	6頭
平成20年度	住田町	4頭	0頭	0頭
平成21年度	陸前高田市・住田町	6頭	6頭	6頭
平成22年度	陸前高田市・住田町	6頭	6頭	0頭 (震災のため中止)
平成23年度	申請なし	—	—	—
平成24年度	住田町	4頭	4頭	4頭
平成25年度 ～令和3年度	申請なし	—	—	—
合計		54頭	33頭	27頭

表11 捕獲個体の調査結果

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成21年度	平成24年度
陸前高田市	捕獲頭数	4頭	/	6頭	4頭	/
	メスの頭数 (妊娠頭数)	2頭 (2頭)		4頭 (2頭)	1頭 (0頭)	
	平均年齢	—		9.3歳	—	
	主な胃内要物	広葉草本 シダ		広葉草本 枯葉	広葉草本 ササ	
住田町	捕獲頭数	4頭	3頭	/	2頭	4頭
	メスの頭数 (妊娠頭数)	2頭 (0頭)	1頭 (0頭)		1頭 (1頭)	1頭 (1頭)
	平均年齢	—	6.5歳		—	10.0歳
	主な胃内要物	木本非同化部 枯葉	スギ 木本非同化部		広葉草本 針葉樹	針葉樹 広葉樹

1 **6 管理の目標**

2 **(1) 基本目標**

3 カモシカは森林生態系の重要な構成要素であり、学術的な価値の高い種として特別天
4 然記念物に指定されていることを踏まえ、管理の基本目標は次の2点とする。

5 **ア 遺伝的多様性を含む地域個体群の安定的な維持**

6 (ア) 地域個体群の状況について、生息分布状況と生息密度を基準としたモニタリング
7 を行い、地域個体群の安定的な維持を図る。

8 (イ) 地域個体群の安定的な維持を図るため、隣接県と連携を図りつつ管理を進める。

9

10 **イ 農林業に対する食害の軽減**

11 地域個体群を安定的に維持するという前提から、被害を完全に防止することは極め
12 て困難であるため、被害防除対策や生息環境管理対策の費用対効果を考慮しつつ、地
13 域の実情に応じて被害の軽減を図る。

14

15 **(2) 地域個体群ごとの管理の目標**

16 本県のカモシカ地域個体群については、管理計画では「北上山地」と「奥羽山脈」に
17 区分したが、それぞれの地域について、個別の管理目標を設定しなければならないほど
18 の大きな差異も見られないため、当面は地域個体群ごとの個別の管理目標は設けず、(1)
19 を共通の目標として管理を進める。

20

21 **(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方**

22 カモシカは種指定の特別天然記念物であることに鑑み、防護柵や忌避剤等による被害
23 防除対策（捕獲を除く。以下「被害防除対策」という。）と生息環境管理対策の充実によ
24 り被害を効果的に防除することを基本とする。

25 しかし、これらの防除対策を講じても、被害発生地 of 立地条件等によっては被害が軽
26 減しない場合もある。このような、真にやむを得ない場合に限り捕獲を認める。ただし、
27 捕獲を実施する場合においても、カモシカはシカと比べて捕獲圧に対して脆弱であるこ
28 とに配慮する必要がある。

29 また、捕獲を行ったとしても、被害発生の要因が除去されない限り新たな個体が侵入
30 し被害発生が継続する可能性もある。したがって、捕獲を行う場合でも、被害防除対策
31 と生息環境管理の実施が重要であることに留意しなければならない。

32 併せて、モニタリングの結果をフィードバックすることにより、より効果的な施策推
33 進に努め、必要に応じ見直しを行う。

34 以上の被害防除対策の概念図を図9に示す。

35

36

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

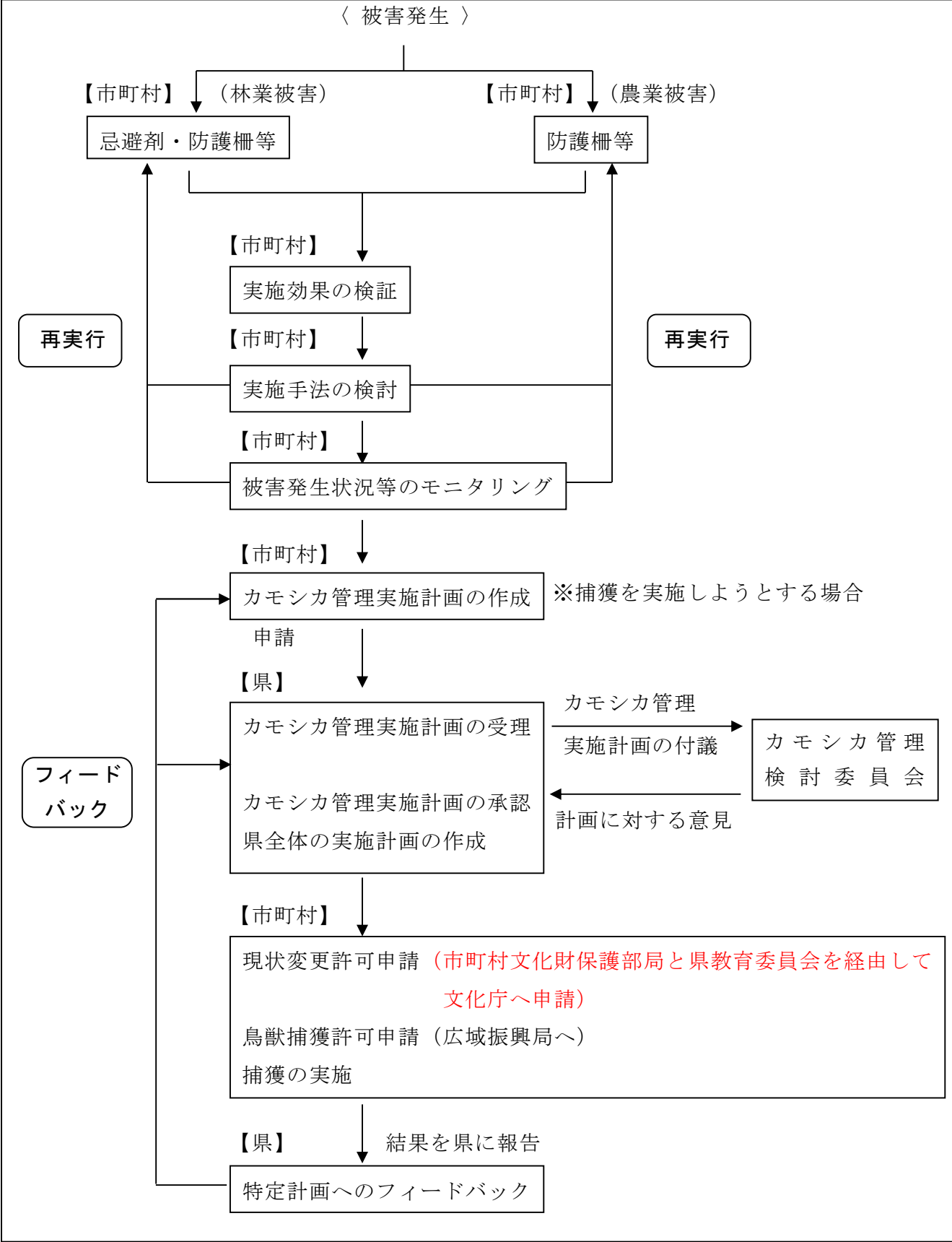


図9 被害防除対策の概念図

1 7 管理の実施

2 (1) 管理のための地域区分

3 カモシカ地域個体群の安定的な維持を確保しつつ、農林業被害等の軽減を図るため、
4 以下のとおり区分し、管理の取組を行う。

地域区分		位置付け	区域
管理地域	重点管理地域	農林業被害対策として捕獲に取り組むことを認める地域	管理地域のうち、カモシカ管理実施計画に定める捕獲実施区域
	人間生活地域	直接、人間とカモシカの接触が起きた場合に、追い払い等の措置が必要と認める地域	本来カモシカが生息・行動する地域ではない、人間の生活区域
	その他の管理地域	人とカモシカとの共存に資するため、被害防除対策に取り組む地域	上記以外の管理地域
保護地域		地域個体群存続のための保護の中心領域で、原則として自然の推移に委ねる地域	三庁合意に基づくカモシカ保護地域 ・北上山地カモシカ保護地域 ・北奥羽山系カモシカ保護地域 ・南奥羽山系カモシカ保護地域

5 (2) 被害防除対策

6 被害防除対策は、被害を未然に防止するための基本的な施策であり、市町村が主体と
7 なって積極的に取り組むこととする。

8 なお、被害防除対策にはいくつかの方法があることから、防除対象地域の地形や気象
9 条件等に応じた方法を選択することとする。

10 また、特定の場所のみの実施は周辺地域の被害を招くおそれもあることから、近接す
11 る地域で合同実施することが望ましい。

12 ア 物理的防除

13 【防護柵】

14 被害防除の対象となる造林地や農耕地を金網や合成樹脂ネット等の柵で囲い、カモ
15 シカの侵入を阻止する方法である。

16 防除効果の確実性は高く、長期間にわたる効果が期待できる。しかし、設置コスト
17 が高く、大面積の防除対象地で実施しないと単位コストが一層高くなるため、費用対
18 効果を考えると小規模な個人の造林地における実施は困難な面もある。

19 また、風雪等により柵の一部でも損壊すると、そこからカモシカが侵入してしまう
20 ため、常に見回り等を行い、必要であれば速やかに補修する等メンテナンスが重要で

1 ある。

2 【食害防止チューブ】

3 造林地で行われる防除方法で、幼齢木を一本ごとにチューブで覆い、カモシカの食
4 害を防除するものである。

5 適切に施工すれば防除効果は高いが、植栽木が夏場に蒸れたり、雪によって折れた
6 りすることがあるため、十分に注意が必要である。

7 8 イ 化学的防除

9 【忌避剤】

10 忌避剤は、食害の対象となる幼齢木の葉等に散布又は塗布し、これを食べたカモシ
11 カに味覚刺激を与え、食欲減退効果による食害防除を図るものである。

12 食害は通年で発生することもあるが、発生の集中する時期が限定されることが多く、
13 食害発生時期を予測し直前に実施することが効果的である。

14 有効期間は3～6ヶ月程度であり、長期間の忌避効果を期待することはできない。

15 16 (3) 生息環境管理

17 カモシカの地域個体群を安定的に維持するためには、生息の核となる地域の確保が必
18 要である。県内においても、三庁合意に基づくカモシカ保護地域が設定されているが、
19 これらの保護地域は、県境付近や県中央地域に偏在している。

20 このため、「いわての森林づくり県民税」による事業や国有林の「緑の回廊」等の各種
21 施策との連携を図りながら人工林の適切な管理に努めるとともに、落葉広葉樹林及びそ
22 れに準じた森林を確保できるよう地域の実情に応じてカモシカの生息環境の保全・管理
23 に努める。

24 また、シカの生息数増加や生息域拡大によるカモシカの生息環境への影響について継
25 続的な調査を行い、実態把握に努めると共に、シカ対策を含めた総合的な対策を検討し
26 ていく。

27 28 (4) 捕獲の実施

29 カモシカは、なわばり性の社会構造を持ち、定着性であるため、被害を起こしている
30 個体をある程度特定することができる。また、カモシカによる被害は、幼齢木の食害と、
31 森林に隣接した耕作地における農作物の食害であることから、被害が発生している場所
32 又はその可能性のある場所を、高い精度で予測又は特定することが可能である。

33 他方で、生息密度が全体として低い状態でも、被害対象となるものがある場所になわ
34 ばりを持つ個体がいる場合には、被害が発生しうる。

35 以上のことから、カモシカの捕獲は、個体数をどこまで減らすかという個体数管理や、
36 生息密度をどこまで抑えるかという密度管理ではなく、個体群が維持される範囲内で、
37 加害個体又はその可能性が高い個体を選択的に排除するという個体管理を基本とする。

1
2 **【市町村が作成するカモシカ管理実施計画に基づく場合】**

3 捕獲の実施は、次の手順に従い行う。

4
5 **ア 管理実施計画の作成**

6 農林業被害対策として捕獲を行う場合は、市町村において毎年度、カモシカ管理実
7 施計画を作成する。

8
9 **イ カモシカ管理実施計画の作成手順**

10 カモシカ管理実施計画を作成する場合には、次の手順に従う。

11 (ア) 林業被害の場合

12 a 被害地区等の図化

13 次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

- 14 ○ I・II 齢級の造林地
15 ○ 被害発生造林地
16 ○ 被害防除対策の実施林分及び実施予定林分

17 b 被害状況の把握

18 巡視業務（造林検査、下刈り検査を含む。）の際の調査や聞き取り調査等により、
19 被害状況（発生場所、時期、対象樹種、被害の程度等）を把握する。

20 c 捕獲実施区域の設定

21 被害発生林分及び被害の可能性のある林分の配置や地形等を考慮して、50～
22 100ha 程度の区域を設定する。

23 100ha 以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害林分の分布状況に
24 よっては、隣接して設定することは妨げない。

25 捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等を考慮し、捕獲が必要でかつ効果的
26 であると認められる場所に設定することとし、被害防除対策による効果が認めら
27 れる場所には設定しない。

28 d 捕獲数の設定

29 各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として 1～4 頭の間で設定する。

30 捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害
31 を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

32 (イ) 農業被害の場合

33 a 被害地区等の図化

34 次の情報を示した図（縮尺 1/25000 程度）を作成する。

- 35 ○ 被害を受けている地区の耕作地全体と被害発生耕作地
36 ○ 被害防除対策の実施状況及び実施予定箇所（山すそ及び耕作地等）

37 b 被害状況の把握

1 現地調査又はアンケート調査等により、被害状況（発生場所、時期、対象作物、
2 被害の程度等）を把握する。

3 c 捕獲実施区域の設定

4 対象地域を集落又は字単位で区分した上で、地形等を考慮し、被害発生耕作地
5 の後背地にある森林について、加害個体が生息していると考えられるおおむね500
6 m以内の奥行きを囲み、当該被害発生耕作地を含めて捕獲実施区域を設定する。

7 100ha以上の捕獲実施区域は原則として設定しないが、被害発生耕作地の分布
8 状況によっては、隣接して設定することは妨げない。

9 捕獲実施区域は、被害発生地の立地条件等により被害防除対策を実施しても被
10 害が軽減しない等、捕獲が必要でかつ効果的であると認められる場所に設定する。

11 d 捕獲数の設定

12 各捕獲実施区域の年間捕獲数は、原則として1～4頭の間で設定する。

13 捕獲数の設定は、生息状況等のモニタリング結果や、被害状況等により、被害
14 を起こしている個体又はその可能性の高い個体を推定することにより行う。

15
16 **ウ カモシカ管理実施計画の承認・県全体の管理実施計画の作成**

17 カモシカ管理実施計画を作成した市町村は、県に計画を提出する。

18 県は、カモシカ管理実施計画についてカモシカ管理検討委員会に付議し、その意見
19 を踏まえて市町村ごとの捕獲数を決定し、その範囲でカモシカ管理実施計画を承認す
20 る。

21 県は、承認したカモシカ管理実施計画に基づき、県全体の管理実施計画（以下「県
22 全体の実施計画」という。）を作成する。

23
24 **【カモシカ管理実施計画の承認に当たっての基本的考え方】**

- 25 ・捕獲実施区域の設定が適切かどうか。
26 （カモシカの捕獲がその区域の被害軽減につながるかどうか。）
- 27 ・被害防除対策が十分か。（労力・効率・効果等の観点から十分な対策となっているか。）
- 28 ・カモシカによる被害が経年的に発生しているか。

29
30
31 **エ 捕獲実施に係る許可申請**

32 捕獲を実施するためには、事前に、文化財保護法に基づく現状変更許可と法に基づ
33 く鳥獣捕獲等許可を得る必要がある。

34 このため、捕獲を実施する市町村は、現状変更許可については県を経由して文化庁
35 に申請するとともに、鳥獣捕獲等許可については県に申請する。

36 なお、現状変更許可については、「管理のための計画」策定等の条件を整えることで、
37 許可の権限移譲を文化庁に対して申し出ることが可能である。

1
2 **オ 捕獲の実施**

3 市町村は、エにより許可を得たときは、被害を起こしている個体又はその可能性の
4 高い個体を捕獲するため、適切かつ効果的と認められる期間及び方法により捕獲を行
5 う。

6
7 **【カモシカ管理実施計画に基づかない場合】（生活環境被害に係る捕獲の実施）**

8 市街地等の本来カモシカが生息・行動する地域ではない人間の生活区域にカモシカが
9 出現し、森に戻らない、交通混乱等の生活環境への影響や被害が予想される場合には、
10 原則として追い払い又は一時的に収容し、適地に移動させて放獣する。

11
12 **(5) モニタリング調査**

13 管理計画の不確実性を補い、科学的・計画的な管理施策を推進するため、生息状況や
14 被害状況等についてモニタリングを行い、その結果を管理計画にフィードバックする。

15 **ア モニタリングの役割分担**

16 県と市町村は、それぞれの役割分担に応じた調査項目についてモニタリングを実施
17 し、その結果を管理計画等に反映させる。

18 **(ア) 県が行うモニタリング**

- 19 a 全県的な生息動向（生息分布、生息密度）
20 b 全県的な被害動向
21 c 捕獲個体の分析

22 **(イ) 市町村が行うモニタリング**

- 23 a 捕獲実施区域における生息状況及び被害状況
24 b 捕獲に関する記録
25 c 捕獲個体の試料収集

26
27 **イ モニタリングの調査頻度**

28 モニタリングは、その目的や内容に応じて調査頻度が異なり、長期的なモニタリン
29 グ項目と短期的なモニタリング項目とに分けることができる。

30 全県的な生息動向については、長期的なスパンでの動向を把握し管理計画に反映さ
31 せようとするものであることから、おおむね5年ごとに実施する。同様に、全県的な
32 被害動向についても、調査自体は毎年行うものの、その動向分析については、おおむ
33 ね5年ごとに実施する。

34 他方、捕獲実施区域におけるモニタリングについては、次年度以降の計画にフィー
35 ドバックすべき内容であるため、捕獲を行った際は、捕獲の実施前後における、被害
36 動向及び生息状況等について毎年実施する。

1 ウ モニタリングの内容

2 (ア) 県が行うモニタリング

3 a 全県的な生息動向

4 【生息分布】

5 アンケート調査や聞き取り等により分布域を調査する。

6 【生息密度】

7 追い出し調査、糞塊調査等により、生息密度を推計する。

8 b 全県的な被害動向

9 被害調査資料を整理し、被害の動向を把握する。

10 c 捕獲個体の分析

11 市町村が収集した捕獲個体試料を基に、性別、年齢、胃内容、メス個体の妊娠
12 率等を調査する。

13 (イ) 市町村が行うモニタリング

14 a 捕獲実施区域における生息状況及び被害状況

15 捕獲実施区域において、捕獲による被害防除効果を判定するため、捕獲実施前
16 と捕獲実施後における生息状況及び被害状況をそれぞれ調査する。

17 b 捕獲の記録

18 捕獲のための出動記録（出動年月日、出動者数、出動時の目撃頭数、捕獲頭数
19 等）、捕獲個体の計測（体長、体重、性別、推定年齢等）及び捕獲位置図を整理す
20 る。

21 c 捕獲個体の試料収集

22 捕獲した個体から、角、胃内容物、生殖器等の試料を収集する。

23
24 エ その他

25 (ア) 上記のほか、管理施策を推進する上で、調査箇所の追加等新たにモニタリングを
26 実施することが必要となる事項が生じた場合には、調査実施主体、調査方法、調査
27 頻度等を検討し、可能な範囲でモニタリング調査を行う。

28 (イ) 捕獲の毛皮等を製品化して利用する場合には、「岩手県ニホンカモシカ捕獲事務
29 処理要領」及び「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（カモシカ編）」
30 に基づき対応する。違法に輸入されたり国内で密漁された個体の流通を防止する観
31 点から、捕獲個体の毛皮等を製品化して利用する者から製品化登録申請があった場
32 合、申請者に対し目印票（製品タグ）を交付し、製品への装着を指導する。

33
34 (6) 管理の推進等に係る今後の課題

35 ア 被害把握方法

36 カモシカ被害とシカ被害を見分けることは難しく、カモシカ被害の調査を行う際に
37 どのような方法でシカ被害と区分けするかが一つの課題となっている。このため、シ

1 カ被害と区別するため、あらかじめ定点カメラ等を活用する等により加害個体の特定
2 に努める。

4 イ 地域個体群維持の指標

5 地域個体群維持のための生息数又は生息密度に係る指標を設定する必要があるが、
6 現在のところ、これらの指標に係る科学的な知見は十分には得られていない。このた
7 め、今後は、これらの指標に係る最新の研究成果をフォローしつつ、適切な指標の設
8 定について検討する。

9 ウ 保護に関する検討

10 モニタリング調査の結果、生息数又は生息密度に著しい減少が見られた場合は、第
11 一種特定鳥獣保護計画を策定する等も含め、保護に関する検討を行う。

12 8 その他管理のために必要な事項

13 管理計画の目的を達成するため、県及び市町村は、関係機関及び地域住民の理解と協力
14 の下に、各種施策の実施に取り組む。

15 (1) 各機関の果たす役割

16 ア 県

17 県は、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、カモシカ管理実施計画の承認並
18 びに県全体の実施計画を作成する。

19 なお、管理施策の実施に当たっては、管理に必要なモニタリング調査や、保護を推
20 進するため三庁合意の進捗や滅失の状況及び生息状況等を把握するとともに、カモシ
21 カ管理検討委員会から必要な助言を受ける。

22 また、捕獲を実施する市町村に対して、カモシカ管理実施計画及び文化財現状変更
23 申請書作成の支援を行うとともに、県全体の申請を取りまとめ文化庁に提出する。

24 被害防除対策においては、農林業経営者等への鳥獣被害対策に関する補助事業の実
25 施や被害情報の把握を行う等、農林業被害状況把握及び対策に関する事業を推進する。

26 イ 市町村

27 市町村は、各種被害防除対策を実施するほか、地域ぐるみの被害防除対策が継続的
28 に行われるための支援を行う。

29 また、捕獲を実施する市町村は、管理計画の内容に沿ったカモシカ管理実施計画を
30 作成し、地区猟友会との連携の下に、適切かつ効果的な捕獲に努める。

31 カモシカ管理実施計画の作成及び見直しに当たっては、被害状況や捕獲の効果判定
32 のため必要なモニタリング調査を行うとともに、県が行う調査に対して協力する。

33 なお、生活環境への影響や被害が予想される場合には、原則として追い払い又は一

1 時的に収容し、適地に移動させて放獣する等の対応を行う。

3 ウ カモシカ管理検討委員会

4 学識経験者及び関係団体等で構成するカモシカ管理検討委員会は、管理計画の作成
5 及び見直し、カモシカ管理実施計画等について必要な検討及び助言を行う。

6 また、県及び市町村が行うモニタリング調査結果の評価・分析を行う。

8 (2) 普及啓発

9 管理計画を適切に推進していくためには、管理計画の目的及び内容について広く周知
10 を図る必要がある。特に、カモシカ管理の内容及び手法がシカと異なることや、その前
11 提としてカモシカの生態や特徴及び人との関わりの歴史が考慮されていることについて
12 広く理解を得る必要がある。このため、県、市町村及び関係機関の連携により、この計
13 画及びカモシカの生態等について各種広報媒体等を活用して普及啓発に努める。

14 市町村は捕獲の実施等に当たっては、地域住民等に十分な周知を図る。

16 (3) 錯誤捕獲の防止等

17 ニホンジカやイノシシを捕獲するためのわなをカモシカの生息区域に設置する場合は、
18 カモシカの出没状況を確認しながら、設置したわなの移動やわなの形状の工夫等により、
19 錯誤捕獲を防止するよう努める。また、錯誤捕獲された場合に放獣作業が困難となるよ
20 うな場所や障害物等がある場所へのわなの設置を避けるよう努めるとともに、わなの見
21 回りを頻繁に行う。

22 また、錯誤捕獲が確認された場合に備え、関係機関及び捕獲事業従事者等と連携し、
23 迅速かつ安全な放獣体制の整備を進める。

意見検討結果一覧表（パブリックコメント）

（案名：第3次イノシシ管理計画）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>≪本文全体≫に対する意見</p> <p>茨城県でイノシシによる死者が出ている。単純に「人身被害」と済まされる現実では無くなってきている。本文全体にイノシシによる死者が出ていることの緊迫感が無いので、「通りいっぺん」の記述と成っている。明確に≪害獣として殺処分する≫と定義しないと、翻案は何の意味もなさないかもしれない。ご再考を切に希望する。</p>	<p>県では、人身被害の防止を含めた被害低減のため、引き続き、関係機関と連携して積極的な捕獲により個体数の低減を図ってまいります。</p> <p>なお、個体数管理のための取り組みについての表現は、関係法令に倣い「捕獲」で統一しています。</p>	D（参考）

<p>2</p>	<p>第6次シカ管理計画(案)および、第3次イノシシ管理計画(案)および第5次ツキノワグマ管理計画(案)について</p> <p>いずれの案においても、「普及啓発」、「人材の確保育成」、「狩猟者の動向」の項目の内容がほぼ同一のためにまとめた提言となるが、つまるところ、現行においては狩猟者を増やすことによって頭数そのものを減らす攻めの方向でいくか、あるいは、防護フェンスや電気柵、森林や草地をクリアリングすることによるバッファゾーンの確保といった守りの方向でいくこととなる。</p> <p>そして、いずれの方策においても屋外、それも山地や急峻地における重量物の搬送や設置における作業技術が必要となる。</p> <p>また何よりの問題として、特に狩猟の場合は免許取得の段階や更新において経済的な高コスト負担があり、つまるところ、現状は意識の高い若手を「やりがい搾取」としか思えない状況となっている。</p> <p>2015年に実施された、環境整備部自然保護課による「第3回捕獲の担い手研修会」では、約18万円の負担があると報告があったが、県や市町村の支援が浅い現段階で狩猟免許取得と道具の購入をした場合、その後に支援が拡充された場合にサンクコストの発生と不公平感を招き、何より、有害鳥獣の増加によってドラスティックな処置を将来的に県が取らざるをえないことを予測して、「とりあえず制度の拡充を待つ」という選択も考えられる。</p> <p>これらの対策として、</p> <p>1：ただちに全額負担およびそれに近い額の支援を実施する。</p> <p>2：今後の制度拡充が行われた場合は、差額を補償することを確約し宣言する。</p> <p>の、二つを提言したい。</p>	<p>狩猟者の育成と支援について、県では、狩猟免許試験の受験者を対象とした予備講習会や新人狩猟者の技能向上のための研修会を無料で開催するとともに、狩猟税の減免などの措置を講じているところです。</p> <p>なお、有害捕獲を所管する市町村において、費用の一部の補助等が行われていますが、有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点などから、県として免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えており、引き続き、関係機関と連携し狩猟者の確保に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>D (参考)</p>
----------	---	--	---------------

3	<p>国が進める就職氷河期世代の救済としても、「公務員の身分保障で」管理計画の現場における人材の育成と実践をすべきであることもまた、強く提言するものである。</p> <p>日本でも最大級の森林や山岳地を有する岩手県において、他県に先んじて公務員ハンターや公務員林業現場職を誕生させることによって、注目を集めることと、その本気度を内外にアピールする好機であると考えられるものである。</p> <p>必要ならば、防衛省ないし地方連絡本部との協議の上、予備自衛官ないし即応予備自衛官の運用も考えるべきであろう。</p>	<p>市町村が実施する鳥獣被害対策実施隊員については、地方公務員法に規定する特別職の職員で非常勤と扱われているところです。</p> <p>捕獲の担い手確保については、国の対応を踏まえつつ、引き続き、県として取り組みを進めます。</p>	D (参考)
---	--	---	--------

意見検討結果一覧表（環境審議会自然・鳥獣部会委員）

（案名： 第3次イノシシ管理計画 ）

番号	回答者	頁	行	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	渋谷委員	1	38	、を取る	修正しました。	A（全部反映）
2	渋谷委員	7	14	イノシシに関しては個体数増加抑制ではなく 個体数削減	「個体数低減」に修正します。	B（一部反映）
3	渋谷委員		上記 関連	生息域の縮小ぐらい書かないとまらないのでは 思い切った対策を初期のうちしておく必要がある	「生息域縮小」に修正します。	B（一部反映）
4	鈴木委員	1	38	「人身被害の発生が問題となっており、その他には、」 →「人身被害の発生が問題となっているほか、」 などとしてはいかがでしょうか。	意見を反映しました。	A（全部反映）

意見検討結果一覧表（管理検討委員会委員）

（案名： 第3次イノシシ管理計画 ）

番号	回答者	頁	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	藤本委員	6	管理目標が漠然としていて、このままでは何をもって完了とするのか、あるいは計画期間中にどれだけ進んだのかが評価できません。今後、捕獲数・被害規模・住民感情など、ある程度の数値目標を設けるようにするべきだと考えます。	県全域のイノシシの個体数推定が困難であること等から、現時点で捕獲数や農業被害額の管理目標は設定していませんが、今後、一定の捕獲数がある地域において個体数推定手法等を研究していきます。 また、一層の捕獲促進のため、引き続き、生息状況の把握の取り組みを進めていきます。	D（参考）
2	藤本委員	9	1行目。 「夏季」→「冬季以外」としてはどうでしょうか。	意見を反映しました。	A（全部反映）

意見検討結果一覧表（市町村）
 （案名： 第3次イノシシ管理計画 ）

番号	回答者	頁	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	北上市 ※シカと共通	-	<p>イノシシは繁殖力が強く、2歳で初産を迎えると、毎年4～5頭出産する。シカも初産齢は低く、環境が良ければ1歳から出産する場合もあるなど増加が顕著である（農水省資料）。</p> <p>シカは毎年半分を駆除すれば確実に数を減らすことができるが、イノシシは毎年7割以上の駆除を続けて減り始める（茨城県HPから）。</p> <p>そうしたことを踏まえた捕獲計画となるよう目標頭数や被害対策を検討してほしい</p>	<p>県全域のイノシシの個体数推定が困難であること等から、現時点で捕獲数や農業被害額の管理目標は設定していませんが、今後、一定の捕獲数がある地域において個体数推定手法等を研究していきます。</p> <p>また、引き続き、積極的な捕獲による個体数の低減に努めていきます。</p>	D（参考）
2	奥州市 （クマ・イノシシと共通）	8	<p>野生鳥獣肉の放射性物質検査については、県が定める野生鳥獣肉放射性物質検査実施要領に基づき、ニホンジカ及びツキノワグマが検査されており、シカ管理計画には上記の記述があるものの、ツキノワグマ管理計画には記述がないことから、実施している内容について記載されることが望ましいと考える。</p> <p>イノシシについては、東日本大震災当時、本県では生息が確認されていなかったものの、翌年度以降県南広域振興局管内で初めて捕獲があり、その後県内全域で目撃され、捕獲頭数は年々増加傾向にあるとされている。</p> <p>このことから、本県に定住したと推察されるイノシシについても、ツキノワグマと同様に検査を実施し、同管理計画にその旨記載されることが望ましいと考える。</p>	<p>本県の野生鳥獣肉のうちシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉について基準値超過事例が確認されたため、国から出荷制限の指示が出されています。</p> <p>（イノシシについて） イノシシについては県内の生息数の増加が推測されますが、現時点で食肉としての流通は極めて限定的であると考えられます。今後、狩猟関係者等の意見を踏まえつつ対応を検討していきます。</p>	D（参考）

3	久慈市	1	<p>「有識者によると本県はイノシシの捕獲数が少なく、生息地域に偏りがあることから、全県域の個体数推定は困難であるとされている。」の記載について、早急に精密な生息状況の把握が必要と考えます。専門家による調査の際、久慈市も調査地点に入れて頂きたい。</p> <p>※久慈市では、これまでクマのみであった「デントコーン」の被害にイノシシによる被害も加わりつつある。今後の被害拡大が懸念される。</p>	<p>イノシシ個体数推定については、生息地域に偏りがあるため県全域での推定は困難であるとされていますが、まずは、県南地域等の一定数の捕獲がある地域において個体数推定手法等を研究していくこととしており、他の地域についても検討していきます。</p>	D (参考)
---	-----	---	--	--	--------

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 不明

◇被害状況

農業被害（水稻、野菜等）
1,800万円（R2）

◇課題

- 1 生息域が拡大傾向にあり、農業被害が増加している一方、捕獲数が少なく地域に偏りがあることから、全県域の個体数推定が困難
- 2 農林業被害等の低減を図るため、より一層の捕獲の強化等による対策が必要

〈基本目標〉

- 1 防護柵の設置や周辺環境の整備等による農業被害等の軽減
- 2 積極的な捕獲による生息域の拡大の抑制及び生息数の減少及び効果的な捕獲方法の導入や捕獲の担い手の育成
- 3 被害の発生状況や捕獲個体データの収集・分析による、科学的かつ計画的なイノシシ管理の推進

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
県内を2つに区分し地域ごとの対策を推進
 - (1) 定着地域：奥羽山脈地域
 - (2) 侵入地域：北上山地地域
- 2 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者に委託して県内全域での捕獲
 - (4) 捕獲の担い手の確保育成：狩猟免許取得の促進、捕獲技術研修会の開催等
- 3 被害防除対策
農業被害対策：侵入防止柵の設置等
- 4 生息環境管理
やぶの刈り払い、耕作放棄地等の適正管理、農地周辺の環境整備を推進

5 モニタリング

- (1) 捕獲情報の収集
- (2) 被害状況調査
- (3) 生息状況調査（GPS調査）
- (4) 個体数推定方法の検討

◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
計画の内容、イノシシの生態、進入初期における対策、捕獲技術研修の実施
- 3 他県との連携
宮城県及び秋田県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 感染症及び安全対策の実施

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 地域区分の設定（定着と侵入地域の設定）
- 2 生息状況等の把握（アンケート調査追加）
- 3 行動圏の把握（GPS調査の追加）
- 4 錯誤捕獲対応の追加
- 5 豚熱（CSF）等感染症への対応の追加

1

2

3

第3次イノシシ管理計画
(最終案)

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

令和4年1月
岩手県

目 次

1		
2	1 計画策定の目的及び背景	1
3	(1) 計画策定の目的	1
4	(2) 計画策定の背景	1
5	2 管理すべき鳥獣の種類	2
6	3 計画の期間等	2
7	(1) 計画の期間	2
8	(2) 計画の見直し	2
9	4 対象地域	2
10	5 イノシシに関する現状	3
11	(1) 生息状況	3
12	(2) 捕獲状況	4
13	(3) 被害状況	5
14	(4) 狩猟者の動向	6
15	6 管理計画の評価と改善	6
16	7 管理の目標	6
17	(1) 基本目標	6
18	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	6
19	8 管理の実施	7
20	(1) 地域区分	7
21	(2) 個体数管理	8
22	(3) 被害防除対策	10
23	(4) 生息環境管理	10
24	(5) モニタリング調査	10
25	9 その他管理のために必要な事項	11
26	(1) 各機関・団体等の果たす役割	11
27	(2) 普及啓発	12
28	(3) 他県との連携	12
29	(4) 鳥獣被害防止計画との調整	12
30	(5) 錯誤捕獲対応の実施体制	12
31	(6) 感染症及び安全対策の実施	13
32		

1 計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するイノシシを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生息域拡大と農業被害の抑制を図ること、またいわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

イノシシ（ニホンイノシシ）は、本州、四国、九州に広く分布しており、昭和30～40年代から増加・拡大傾向に転じたとみられ、全国的には、1978年度調査から2020年度調査の間で約1.9倍に拡大しており、近年、これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた東北地方や北陸地方等の積雪地域でも生息が確認されるようになった。本県においては、明治中期から末期に絶滅したとされているが、平成23年9月に一関市で1頭が有害捕獲されて以降、捕獲数が増えている。

国では、平成25年に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、令和5年度までにニホンジカとイノシシの個体数を半減することを掲げ、平成26年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣としてイノシシを指定し、指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）を導入した。

令和元年度末時点における全国の推定個体数は、中央値で80万頭（90%信頼区間：約58万頭～111万頭）、東北地方の推定個体数は、中央値で約8万頭（90%信頼区間：約4万頭～17万頭）とされているが、有識者によると本県はイノシシの捕獲数が少なく、生息地域に偏りがあることから、全県域の個体数推定は困難であるとされている。

令和元年度の全国のイノシシの捕獲数は64万頭で増加傾向にあり、そのうち狩猟による捕獲は約2割で横ばいだが、許可捕獲（有害捕獲）が7割以上を占めて増加傾向にある。本県の同年の捕獲頭数は346頭で増加傾向にあり、狩猟による捕獲の割合は1割未満、有害捕獲は約4割程度であり、5割を占める指定管理事業による捕獲の割合は全国に比べて高い。なお、本県はニホンジカと併せて指定管理事業の実施期間を11月から翌年2月までとし、おおむね有害捕獲と実施期間が分けられている。

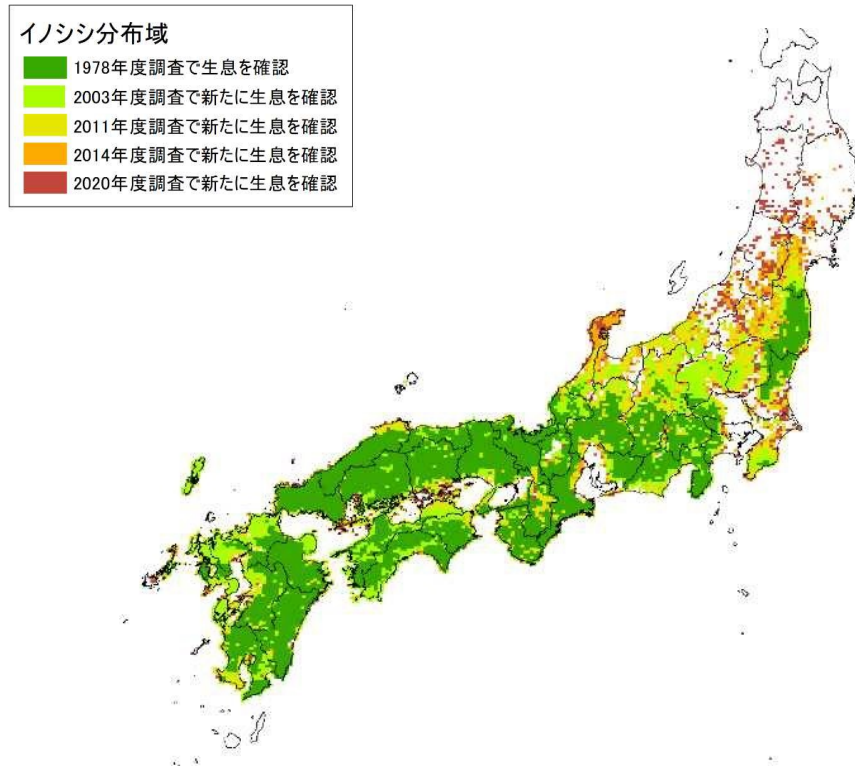
令和元年度の全国のイノシシによる農業被害額は、約46億円で、野生鳥獣による被害の約3割を占めている。本県の同年の農業被害額は約1,800万円で増加傾向にあり、野生鳥獣による被害の約5%となっている。

加えて、平成30年には、我が国において、豚・イノシシの伝染病である豚熱（CSF）が26年ぶりに発生し、近隣県の野生イノシシにおいても感染が確認されており、感染拡大防止又はまん延予防の観点から、野生イノシシの個体数及び生息密度の低減を目的とした捕獲強化が進められている。

また、全国的には市街地出没、人身被害の発生が問題となっているほか、ダニ媒介

1 感染症であるSF T S（重症熱性血小板減少症候群）等の報告数が増加傾向にあるこ
2 とから、人身被害・感染症対策を含めた対策が求められている。

3
4



5
6
7

8 図1 全国のイノシシの分布変遷

9 (出典：第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂版、令和3年3月、環境省)

10
11

12 2 管理すべき鳥獣の種類

13 イノシシ (*Sus scrofa*)

14

15 3 計画の期間等

16 (1) 計画の期間

17 令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

18 (2) 計画の見直し

19 計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、
20 必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

21

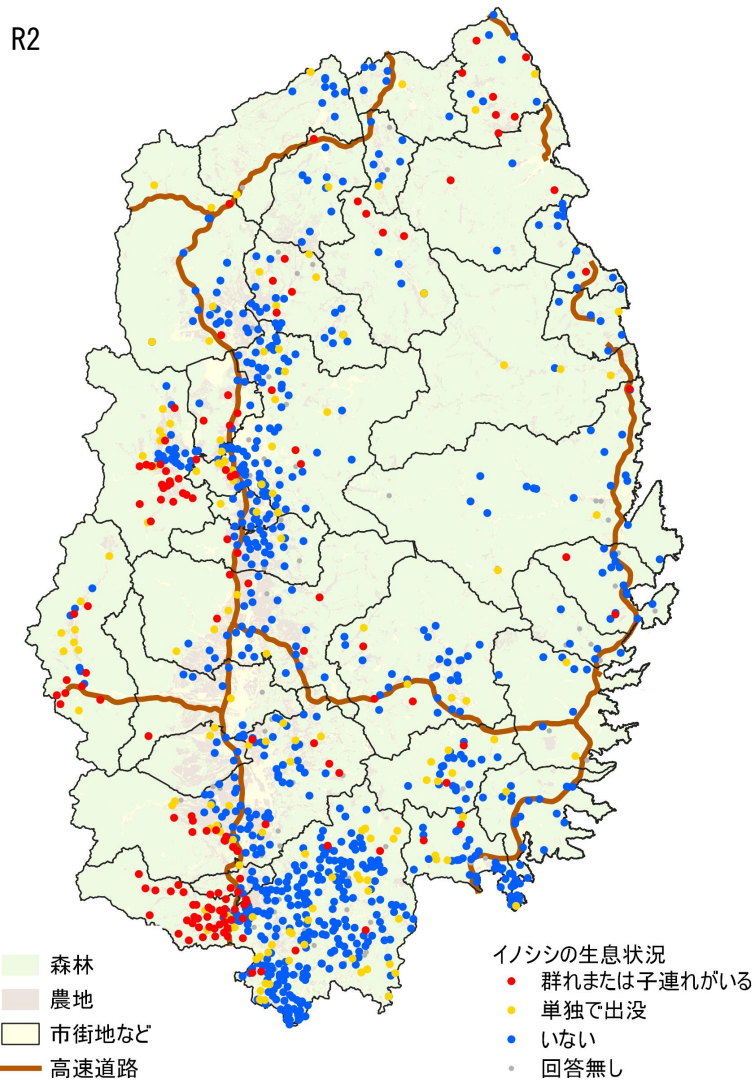
22 4 対象地域

23 県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

1
2 5 イノシシに関する現状

3 (1) 生息状況

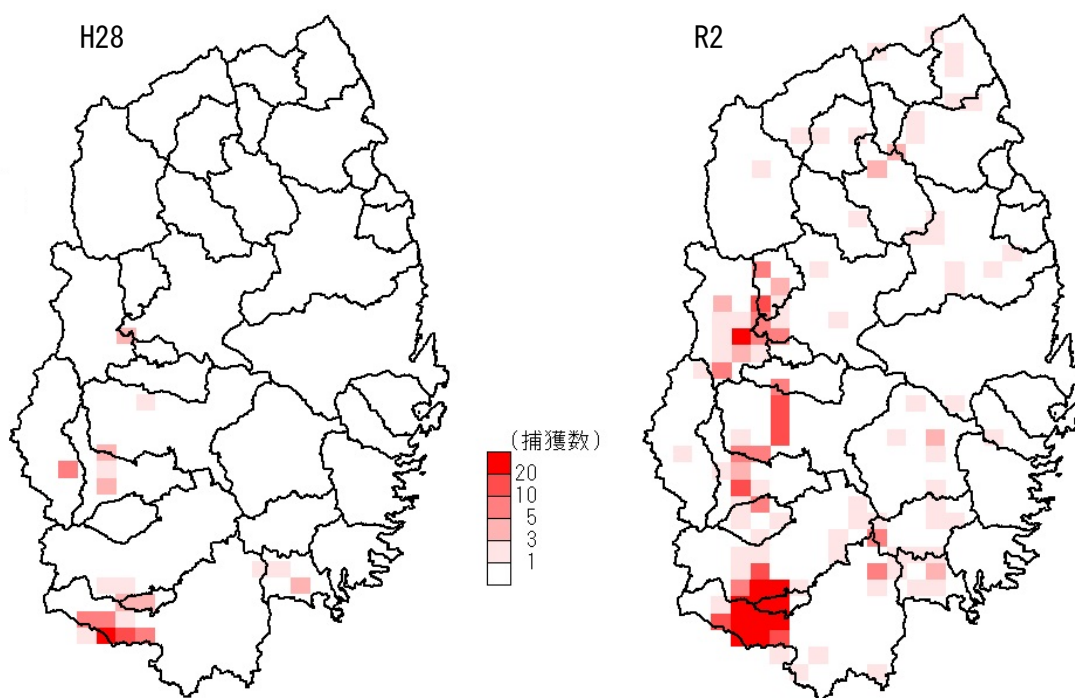
4 県内のイノシシの生息状況を把握するため、令和元年度から農業集落の代表者を対
5 象とした「野生鳥獣の生息状況等アンケート調査」（以下、アンケート調査という）
6 を実施しており、令和2年度の調査結果において、イノシシが「群れまたは単独で出
7 没している」と回答した地域は約3割で県南及び盛岡広域圏に偏りがある。特に東北
8 自動車道の西側では「群れ」で出没している地域が多く、これらの地域ではイノシシ
9 が定着している可能性が高いと考えられる。（図2）



12
13 図2 イノシシの生息状況
14

1 (2) 捕獲状況

2 本県では、平成 23 年度に県南広域振興局管内で初めて捕獲されて以降、平成 28 年
 3 度には盛岡及び沿岸広域振興局管内で（図 3）、平成 30 年には県北広域振興局管内で
 4 捕獲されており、その後、捕獲頭数は増加傾向にある。令和 2 年度には、狩猟 27 頭、
 5 有害捕獲 422 頭、指定管理事業 213 頭、合計 662 頭が捕獲されている（表 1）。なお、
 6 近年、捕獲頭数が倍増していることについては、生息頭数の増加か、捕獲技術の向上
 7 によるものかは、なお検討を要する。



28 29 30 図 3 イノシシ捕獲状況

31 表 1 イノシシ捕獲数の推移 (単位：頭)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	0	0	15	15	15	25	13	10	11	27
有害	2	1	22	32	25	42	43	100	145	422
指定	-	-	-	-	-	27	24	133	190	213
計	2	1	37	47	40	94	80	243	346	662

32

1 (3) 被害状況

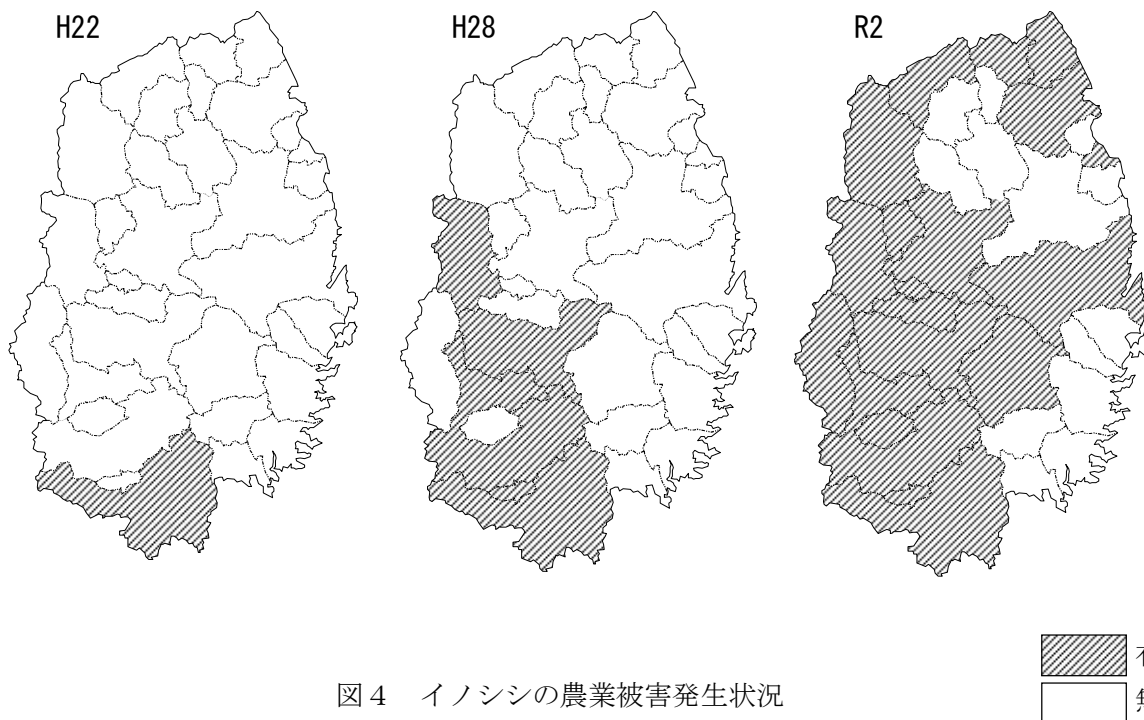
2 ア 農林業被害

3 本県におけるイノシシによる農業被害は、平成 22 年度に県南広域振興局管内で初
4 めて確認されて以降、拡大・増加しており、令和 2 年度には 20 市町村、2,700 万円
5 の被害が報告されている。(表 2、図 4)

6 作物別では大部分が稲の被害であり、その他には飼料作物、野菜及び果樹の被害
7 が発生している。被害の形態としては、作物を倒される、土を掘り返して根や根菜
8 を食べられる、泥浴びにより圃場を荒らされる等である。

10 表 2 イノシシによる農業被害額及び市町村数 (単位：千円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害額	1,070	2,128	2,509	745	1,735	6,045	10,895	15,299	18,300	27,623
市町村数	1	3	1	4	5	6	6	10	13	20



イ その他の被害

全国的には、イノシシの市街地出没や人身被害等の生活環境被害が発生しており、その対応が必要となっている。

本県では、令和 3 年度に沿岸広域振興局管内でイノシシによる咬傷事故が初めて報告されており、今後、生息域の拡大に伴い被害の発生が懸念される。

1 (4) 狩猟者の動向

2 捕獲の担い手である狩猟者数は、狩猟免許所持件数をみると平成 19 年の 3,300 件程
3 度から平成 24 年度には 2,500 件程度と減少傾向を示していたが、平成 25 年度から増
4 加に転じ、令和 2 年度は 3,500 件程度で推移している。

5 なお、免許種類別では、わな猟免許所持者が増加している一方で、第一種銃猟免許
6 所持者は横ばいで推移している。

7 狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合は、平成 22 年度から令和元年度までは 6
8 割を超えているが、令和 2 年度は 6 割未満となり、また各年代の狩猟者数は増加傾向
9 にある。

10 狩猟免許新規取得件数の推移をみると、わな猟免許の取得者数は、農業者を中心に
11 平成 19 年度以降増加傾向を示しており、第一種銃猟免許の取得者数は平成 27 年度ま
12 で増加し、平成 28 年度以降は横ばいで推移している。

14 6 管理計画の評価と改善

15 県では、法第 14 条の 2 に基づく指定管理事業の創設を踏まえ、平成 28 年度に第 1 次
16 イノシシ管理計画を策定し、その後、平成 29 年度に第 2 次イノシシ管理計画（平成 29
17 年度～令和 3 年度）を策定している。

18 第 2 次管理計画では、基本目標を「積極的な捕獲を実施し、生息数の抑制及び被害の
19 抑制を図ること」としたが、県内のイノシシの捕獲数が少ないこと等から個体数推定は
20 困難であり、かつ農業被害の発生地域に偏りがあること等から捕獲目標数は設定しな
21 かった。また、イノシシの生息状況を踏まえ、県内を定着、侵入及び警戒の 3 つに地域区
22 分けて対策を示したが、具体的な地域を示さなかったことから、県内一律の対策となら
23 ざるを得なかった。

24 その結果、捕獲頭数は増加したものの、生息域の拡大に伴い農業被害は増加しており、
25 更なる対策の推進が必要である。

27 7 管理の目標

28 (1) 基本目標

29 防護柵の設置や周辺環境の整備等により、農林業被害等の軽減を図るとともに、積
30 極的に捕獲を実施し、生息域の縮小や生息数の低減を図ることを目標とする。併せて、
31 総合的な取組として、「生息環境の管理」及び「被害防除対策」並びに「捕獲対策」を
32 地域ぐるみで進める。

33 また、被害の発生や捕獲データの収集・分析を進め、科学的かつ計画的なイノシシ
34 管理の促進を図る。

35 (2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

36 本県のイノシシの生息状況は全県一様ではなく、定着又は侵入期にあると考えられ
37 る。特に侵入期にあつては、侵入個体の排除、低密度状態の維持、被害拡大の防止が
38 有効であるが、イノシシの捕獲についての知識や技術が十分に普及しておらず、捕獲

1 体制が整っていない場合があることから、研修会の開催等により捕獲技術の向上に取り
 2 むむ。また、防護柵の設置や農地に出没しにくくするための環境管理を推進する。
 3 また、捕獲データの収集・分析し対策の効果を検証するとともに、継続的なモニタリ
 4 ング調査を実施し、計画策定及び対策に反映させる。

5
 6 **8 管理の実施**

7 **(1) 地域区分**

8 本県におけるイノシシの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域によって
 9 異なっていることから、各地域の状況に応じて対策を実施する。(表3、図5)

10 なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な
 11 運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

12
 13
 14 表3 地域区分に応じた対策

地域区分	区域	生息状況		目標及び重点対策
奥羽山脈	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域	定着地域	群れで出没する等定着している可能性が高く、農業被害が多い。	目標：個体数低減及び被害低減 ・捕獲強化(加害個体の捕獲) ・行動圏の把握(GPS調査等) ・防護柵等による被害防止 ・生活被害状況の把握
北上山地	北上川及び馬淵川(平糠川)以東の区域	侵入地域	単独での出没が多く、農業被害が少ない。	目標：生息域縮小 ・捕獲技術・被害防除研修の実施 ・予察捕獲の実施

15
 16

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38



(2) 個体数管理

ア 狩猟による捕獲の推進

狩猟によるイノシシの捕獲を推進するため、イノシシに係る狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

(延長前) 11月15日から翌年2月15日まで

(延長後) 11月1日から翌年3月31日まで

イ 有害鳥獣捕獲の推進

被害発生状況(場所、程度、時期等)を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

(ア) 農地周辺のイノシシの定着防止

農地周辺に定着したイノシシにより継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の抑制のため、農地周辺での有害鳥獣捕獲を実施する。

使用するわなの種類については、シカの有害捕獲においてくくりわなが多く使用されている現状を踏まえつつ、農地周辺では、群れごと捕獲することができる箱わなの使用を促進する。

1 なお、箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、30cm 四
2 方の脱出口付き箱わなの使用を促進する。

3 また、冬季以外は周辺環境にイノシシのエサが豊富に有り、箱わなによる捕獲
4 効率が低下することから、くくりわなの使用が必要となるが、周辺の安全や錯誤
5 捕獲について十分に検討のうえ使用する。

6 **(イ) 地域ぐるみの捕獲体制の整備**

7 農地周辺におけるわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、
8 狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐ
9 るみの捕獲体制の整備を促進する。

10 また、一定条件のもとに従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者とし
11 て含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

12 **(ウ) 予察捕獲の推進**

13 被害が発生しない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然
14 に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を促進する。

15 **ウ 指定管理事業の推進**

16 **(ア) 目的**

17 イノシシの生息数の増加や生息域の拡大により、農業被害が発生していること
18 を踏まえ、捕獲の強化により農業被害の抑制と生息域の拡大の防止を図る。

19 **(イ) 実施期間**

20 令和4年4月1日～令和9年3月31日

21 **(ウ) 実施区域**

22 県内全域

23 **(エ) 事業の目標**

24 イノシシの個体数及び農業被害の低減を図るため、狩猟及び市町村による有害
25 捕獲の実施状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに
26 設定する。

27 **(オ) 実施方法**

28 認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

29 **(カ) 実施結果の把握並びに評価**

30 年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農業被害及び生息状況等
31 の情報とあわせてイノシシ管理検討委員会に報告する。

32 **(キ) 実施者**

33 岩手県

34 **エ 捕獲の担い手の確保・育成**

35 狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれ
36 あることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を
37 取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に
38 向けて講習会を開催する等、関係機関等と連携を図りながら狩猟者の確保・育成を

1 推進する。

2 また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術等
3 の伝達・継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材登録
4 事業（鳥獣プロデータバンク）を活用した事業による狩猟者の確保・育成を検討す
5 る。

6 (3) 被害防除対策

7 ア 防護柵の設置の促進

8 農業被害を抑制するためには、個体数管理だけでは困難なことから、防護柵の設
9 置を中心とした防除対策を促進する。

10 なお、防護柵には様々な種類があり、設置方法も様々であることから、設置場所
11 及び環境に応じて、定期的な維持管理を支援する。

12 特に、侵入初期段階において、イノシシが定着する前に迅速に対策を実施するこ
13 とが重要であることから、近隣自治体等において被害等が確認された場合には対応
14 の準備を支援する。

15 また、防護柵は、シカやツキノワグマ対策にも効果的であることから、イノシシ
16 の特性や地域の実情をよく理解した上で、それらへの対策も考慮して設置するよう
17 支援する。

18 イ 地域ぐるみの被害防止体制の整備

19 効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被
20 害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵設置後の継続的な維持管理等、地域が
21 一体となった取組が重要であることから、これら取組を実施するための研修会等を
22 開催する等、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

24 (4) 生息環境管理

25 鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことができない見通しの良い緩
26 衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、鳥獣被
27 害防止総合対策交付金の活用を含め、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に
28 隣接したやぶの刈払いを促進する。

29 また、農地に放置された収穫残さや放棄果樹等の適切な処分の必要性についても普
30 及啓発を行う。

31 (5) モニタリング調査

32 管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状
33 況や被害状況等について、モニタリング調査を継続的に実施する。（表 4）

34 また、モニタリング調査の結果をもとに、管理対策の評価を行うとともに、管理計
35 画に反映（フィードバック）させることとする。

1 表4 モニタリングの内容

項 目	内 容
① 捕獲情報の収集	狩猟、有害捕獲及び指定管理事業の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等を把握することにより、事業評価及び個体数推定の基礎データとする。
② 農業被害状況等の把握	県や市町村農林部局による農業被害金額及び被害量調査に加え、アンケート調査により集落単位で被害状況を把握に努める。
③ 生息状況・行動圏の把握	県内のイノシシ個体数の推定が困難であることを踏まえ、アンケート調査により農業集落単位で生息状況等の把握に努めるとともに、GPS発信器を用いた行動圏調査の実施により地域及び季節ごとのイノシシの行動圏の把握に努め、捕獲及び防除対策等の資料とする。
④ 生活環境被害の把握	市町村等と協力のもと市街地出没及び人身被害の情報収集・共有するとともに、アンケート調査において全県域の発生状況の把握に努める。
⑤ 個体数推定手法の検討	先進研究事例等を参考に、定着地域における個体数推定手法を検討する。

2 ※ アンケート調査及びGPS調査は隔年を目安に実施する。

3
4 **9 その他管理のために必要な事項**

5 管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・
6 民間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

7 **(1) 各機関・団体等の果たす役割**

8 **ア 県**

9 県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作
10 成及び見直しを行うとともに、各種管理施策を実施する。

11 また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努
12 めるとともに、先進研究事例等を参考に、定着地域における個体数推定手法につい
13 て検討する。

14 **イ 市町村**

15 市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応
16 じた有害捕獲、防護柵設置等の被害防除対策及び生息環境管理について関係団体と
17 連携の上、総合的に実施する。

18 なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把
19 握に努める。

20 また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県と連携し、

1 体制づくりに取り組む。

2 加えて、イノシシによる人身被害事例及び市街地出没が発生した場合は、情報収
3 集に努め、必要に応じて関係部局と連携して対応する。

4 **ウ 集落・地域住民**

5 防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管
6 理）の除去は、集落・地域住民が主体となって実施する。

7 また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、
8 行政と連携し効率的な体制で実施する。

9 **エ 狩猟者団体**

10 個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進
11 に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

12 また、県が行う捕獲、生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

13 **オ イノシシ管理検討委員会**

14 学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するイノシシ管理検討委員会は、管
15 理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

16 また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

17 **カ 大学・民間団体等**

18 大学や民間団体等は、イノシシ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う
19 捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

20 **(2) 普及啓発**

21 イノシシは自然増加率が高いため、侵入初期における対策（侵入個体の排除、低密
22 度状態の維持）が重要であるが、侵入初期の地域では生態に関する知識や捕獲技術が
23 十分に普及していない。

24 このことから、地域の状況に応じて、県、市町村及び関係団体等が連携し、イノシ
25 シの生態や捕獲技術、効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての研
26 修会の開催や各種広報媒体等を活用し、普及啓発に努める。

27 **(3) 他県との連携**

28 本県と隣接する宮城県及び秋田県においても、イノシシの生息域が拡大しているこ
29 とから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

30 **(4) 鳥獣被害防止計画との調整**

31 鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される鳥獣被害防止計画の内
32 容については、管理計画の内容を踏まえて作成する。

33 なお、県内のイノシシの個体数推定は困難とされているが、県は広域的な捕獲状況
34 等を取りまとめて提供することで、市町村の被害防止計画の策定を支援するとともに、
35 定着地域の市町村にあっては、捕獲目標数の設定及び事業の評価に努める。

36 **(5) 錯誤捕獲対応の実施体制**

37 本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、箱わなの
38 設置に当たりツキノワグマも好む米ぬか等の誘引エサを用いない防止策を実施する

1 とともに、わなの見回りに努める。また、設置したわなの周辺でクマの生息が確認さ
2 れた場合わなを移動する等、錯誤捕獲の発生予防に努める。

3 (6) 感染症及び安全対策の実施

4 豚熱（CSF）対策について、令和3年10月時点で本県において豚及び野生イノ
5 シシの感染は確認されていないが、宮城県及び山形県の野生イノシシでの発生を踏ま
6 え、死亡イノシシや捕獲個体を用いたモニタリング検査を継続して実施する。また、
7 一般的な豚熱対策において、野生イノシシの捕獲強化を図っていくことが重要となる
8 が、野生イノシシの感染が確認された地域における捕獲行為は、ウイルス拡散のリス
9 クが伴うことから、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防
10 疫措置の手引き」を参考の上、発生時に必要な防疫措置がとれる体制の整備に努める。

11 各捕獲事業の実施主体は、捕獲従事者に対してイノシシが関係する人獣共通感染症
12 （SFTS：重症熱性血小板減少症候群、野兔病、ブタ回虫、E型肝炎等）について
13 注意喚起を行う。